

ファーティマ朝前半期の書記規範

菟原 卓

はじめに

マムルーク朝時代最高の文書作成マニュアル兼百科全書である、カルカシャンディーの *Ṣubḥ al-A'shā* には、ファーティマ朝時代の 'Alī b. Khalaf が A. H. 437/A. D. 1045-46 年頃に著わした *Mawādd al-Bayān* がしばしば引用されている。*Mawādd* 自体は 10 章からなる文書作成術と修辞法の手引きであるが、その内の 8 章までが、唯一の写本として現存し、それに基づいた刊本が出版されている。その第 1 章中には、「15 の階梯〔からなる書記〕が保持していなければならない知識 'ulūm と教養 ādāb について述べる」という部分があり、当時における、あるべき文官の職掌と資質がまとめられている。私見の及ぶところ、このいわば「書記規範」はまだその内容が学界に紹介されていないようである¹⁾。そこで本稿では、そのテキストの翻訳を提示した後に考察を加え、ファーティマ朝官制研究の一助としたい。

翻訳に際しては、冗長を避けるため、以下の諸点に関する部分は多くの場合省略し、【略】として示した。すなわち、職掌の把握に直接結びつかない抽象的表現、職掌柄望ましいとされる人格上の美点・徳目、および同一内容の繰り返しなどである。また〔 〕内は訳者による補足、() は説明ないしは言い替えである。

I テキストの翻訳

1 al-Wizāra (ワズィール職 pp. 72-74)²⁾

これは最高位職 *riyāsa* である。その保持者 *ṣāhib* は、あらゆる種類・種別の書記術 *kitāba* に堪能で、その諸規定 *shurūṭ*・諸規則 *aḥkām* を知悉していなければならない。なぜなら、書記術のあらゆる分野の管理職 *nāzīr* が、自らの監督下にあるものを彼に提出するからである。それで彼(ワズィール)は、それらのことに無知であることは許されず、また宗教諸学 'ulūm al-dīn にも通暁していなければならない。というのも、宗教は王権の基礎

1) *Mawādd* およびその著者については以下を参照せよ。Saleh 1973: 192-195; Bonebakker 1977: 295-297; Salām 1988: 351-352; 刊本校訂者、序: 5-11。

2) 各官職の頭につけられた番号は、刊本において便宜上付せられたもの。また頁付けも刊本のものである。

であり、その上に王³⁾の権力 *amr* がうちたてられるからである。また彼（ワズィール）は卓越した知性、堅実な見解、正しい思慮、鋭い洞察力、【略】〔を有し〕、財務の諸側面 *wujūh al-amwāl* および諸地方の事情 *mašāliḥ al-a'māl* をよく知り、社会生活や民衆に対して害を及ぼすことなく、君主 *sultān* の諸権利を全うし、【略】戦略、災禍の試練、国家の運営、民衆の統治に通じ、【略】

2 *al-Tawqī'* (タウキー：字義は「書き入れ」 pp. 74-75)

タウキー〔職〕の保持者 *ṣāḥib* は、ワズィールの手であり、代理 *nā'ib* である。またワズィール不在時におけるカリフ⁴⁾に対する〔文書類の〕呈示の責任者 *mutawallī al-'arḍ* である。君主がワズィールを任命していない場合、タウキー職 *muwaqqī'* が御前に勤める *yadkhulu madkhala-hu*。彼はワズィールが所持するすべての資質を有していることが望ましく、諸官庁のありとあらゆる知識に通暁し、諸官庁の慣例、財務の諸側面および財の増加、軍団 *rijāl* の健全な維持管理についてよく知っていなければならない。いくつかの点について書記 *kātib* は未熟であっても許されるかもしれない。【略】しかしタウキー職 *ṣāḥib al-tawqī'* には、文章のいかなる点においても、未熟さは許されない。なぜなら彼は君主の手であり、舌であるからである。そして、もし諸官庁の責任者たち *aṣḥāb al-dawāwīn* が、彼の愚劣さ、骨惜しみ、無知を明らかに見抜くならば、彼らは〔タウキー職の〕いうことを聞かなくなり、向上心を失っていくであろう。また彼（タウキー職）は、これらすべての能力を獲得すると共に、美しい筆跡、すばやい即席の対応、敬虔さ、信頼性、高潔さ、を兼ね備え、命ぜられるところから逸脱せず、いかなる目的遂行に際しても、その命令に違背することのないようにしなければならない。

3 *al-Rasā'il* (ラサーイル：字義は「書状」 pp. 75-76)

本職の保持者 *ṣāḥib* は、王の法行為を語る舌 *lisān al-malik al-nāṭiq bi-ḥujjati-hi* であり、その知性と文章の翻訳者である。彼は王国の装飾であり、王国の名声を挙げ、地位を高め、重みを増し、その王や首長の卓越を示す。また彼は君主になりかわって【略】味方の忠誠と服従を確固たるものとし、反抗的な敵を敵意と不服従から遠ざけるような表現を即座に編み出す。彼は本書のそれぞれの個所でとりあげられる他の教養 *ādāb* のすべてにおいて巧みであらねばならない。そして君主がタウキー職 *ṣāḥib al-tawqī'* を欠く場合には、ラサーイル職 *mutawallī al-rasā'il* がその代理を勤め、職務上のあらゆる要求を満たす。【略】彼は書記の諸階梯の首座を占め *yar'us ṭabaqāt al-kuttāb* 【略】、また文書起草 *inshā'* に関して彼を補佐する書記を必要とする。これらの書記の教養は、彼と同等でなければならない。

【略】

3) 「王」の表現が登場するのは、*al-Wizāra*, *al-Rasā'il*, *al-Ḍiyā'*, *al-Jaysh*, *Kitāba al-Umarā' wa al-Quwwād* の5個所のみである。その他の大半の個所で、君主は *sultān* と表記されている。

4) 「カリフ」と出るのは、ここと *al-Zimām* および *Kitāba al-Umarā' wa al-Quwwād* の項の3個所のみである。

4 al-Kharāj (租税 pp. 76–78)

税務担当官 mutawallī al-kharāj は、君主の財 amwāl al-sulṭān を委ねられるにふさわしい重要な職である。【略】彼は財務の諸側面、諸地方の事情、税の諸規定 rusūm al-kharāj に関する知識を有し、時宜になつた請求をして、諸方面から収納せねばならない。また彼には少なからぬ部分において、書状作成 kitāba al-rasā'il の能力が必要である。というのも、彼は以下のような文書の起草をしなければならないからである。〔すなわち、それらは〕徴税者の服務規程が記される税務任命書 al-'uhūd al-kharājiyya al-mūda'a shurūṭ al-'imāla, 吏員 'āmilūn に関わる文書 manāshīr, 納税請負 qabālāt や徴税請負 ḍamānāt の文書 kutub, 税の徴収・督促・搬送の遅滞・急ぎを要する理由・決算の請求とその根拠などの徴税区で起こる事柄に関して徴税官 'ummāl に送達される文書 kutub 〔である。また彼には以下のことが求められる。〕宗教的義務すなわちいと高き神がムスリムに対して、その財から拠出することを命じられたザカート（救貧税）やフムス（五分の一税）やウシュル（十分の一税）に関する知識、【略】徴税請負や納税請負に際して適用される法規定および君主が〔請負?〕業者 mu'āmilūn 統御のために適用する政府の規定 al-rusūm al-dīwāniyya, 【略】、卓越した計算能力、契約の締結 'aqd と諸種契約の登記 ta'lif および納入者からの健全かつ間違いのない徴収 istifā'〔業務〕において秀でること。そしてこれら3つの事柄、すなわち契約の締結、登記、徴収はディーワンの業務の基本 uṣūl al-a'māl al-dīwaniyya である。また彼は以下のことに気をつけねばならない。すなわち、官吏たち 'ummāl には欠かせない土地測量 misāḥa および耕作とその時期に関する諸規則 aḥkām, 農業の衰退と繁栄、優良品種 al-aṣnāf al-'āliya, それらに忍び込む伝染病、灌漑の規定、水利権と耕作の割り当て taqṣīm al-shirb wa al-'imārāt, 灌漑土手や灌漑溝その他の工事、各地区 nāḥiya の税收 irtifā' の把握、である。そして、これらのことについて尋ねられた場合には、彼は控えを見ることなく答えられるべきである。もし彼がすべての県 kuwar の税收を知悉しているならば、ひときわの博識といえよう。〔また彼には以下も必要とされる。〕収取物 mustakhraj および国庫や貯蔵庫 ḥāsil への搬入物の保管、【略】また彼の代理として働く官吏 'ummāl や書記 kuttāb や倉庫役人 khazzān に関する知識、すなわち、彼らの名前・彼らの父祖の名前・彼らの住居・暮らしぶり・評判・俸給額、である。【略】

5 al-Ḍiyā' (私領地 pp. 78–79)

私領地の書記職 kitāba al-ḍiyā' は顯職である jalīla al-miqdār. 諸王 mulūk の関心は、その職務を心得ている者に絶えず向けられている。そして上流貴顕階級 dhawū al-sābiqa wa al-qadr wa al-ḥurma wa al-wajāha に関わるその職務が彼に委ねられる。本職の保持者 ṣāḥib は、代理人 wukalā'・管財人 umanā'・測地人 massāḥ・倉庫管理人 khazzān の文書 manāshīr や耕作請負（納税請負?）文書 kutub al-qabālāt⁵⁾ を書くので、公文書作成の

5) カバーラには耕作請負と納税請負両方の意味があるが、この場合いずれかは判断しがたい。

規則 *aḥkām al-tarsīl* に関する知識を大いに備えている必要がある。また会計の知識 *ilm al-ḥisāb* および登記・徴収・取り立ての知識 *ma'rifa al-ta'lif wa al-jibāya wa al-istikhrāj* も必要である。これらは多様ではあるが、結局はひとつの範疇に帰する。つまりは君主の取り分の徴収 *istifā' ḥuqūq al-sultān* である。すなわち総収入額 *irtifā'*、〔国庫への〕搬入額 *ḥumūl*、支出額 *nafaqāt*、収納済み額 *hawāṣil*、残額 *bawāqī* を各々しかるべく処理することである。〔また本職は以下を要する。〕理論と実際の両面において斗量 *kayl* および金・銀貨 *naqdayn* の道を究めること、樹木や畑作物その他の品種・植え付けと耕作の時期・作物の伝染病など農業に関する知識、官吏 *'āmilūn* をして彼らの義務である勸農と福祉 *al-'amā'ir wa al-maṣāliḥ* に専心せしめること、また以下の監督すなわち耕作 *umūr al-ḥarth* およびそれに関わること・運河の掘削・水に対する気配りおよび灌漑規則 *qawānīn al-rayy* に則った水の分配、また以下に関する注意すなわち揚水車 *al-dawāli wa al-sawāqī* による灌漑や、貸し付けが必要とされる諸品種の種子 *taqwiya*、および播種・収穫・脱穀・諸作物の運上 *raf'* と、それらすべての時宜を得た実施を、吏僚 *mustakhdamūn* に対して求めること。私は『租税の書』において、このテーマを余すところなく論ずるであろう。もし神が望み給うなら⁶⁾。

6 *Bayt al-Māl wa al-Khazā'in* (国庫および諸庫 pp. 79–80)

本職を委ねられる者 *mutawallī hādhihi al-kitāba* は、君主の金、物品、宝物、および宝石・衣類・器物といった王朝の装飾品、その他、武器、船、パレード用具 *alāt al-mawākib*、またそれらに類するものの保管人 *amīn* である。【略】

7 *al-Nafaqāt* (支出 pp. 80–81)

支出担当官 *mutawallī al-nafaqāt* は税務担当官 *mutawallī al-kharāj* の対極にあるかのごときである。というのは、税務担当官 *ṣāhib al-kharāj* の目的は諸方面から君主の税 *amwāl al-sultān* を集めることであるが、支出担当官 *ṣāhib al-nafaqāt* の目的は、国境を固め守る国家防衛軍 *rijāl al-dawla wa ḥumāt-hā alladhīna yassudūna thughūra-hā wa yadhubbūna 'an-hā* の受給資格者 *mustaḥaqqūn* に、それを分配することにあるからである。彼には、これらの者やその他の者に対する上下貴賤のあらゆる支出 *sā'ir al-nafaqāt al-khāṣṣa wa al-'amma* の会計業務 *al-qiyām bi-ḥisāb* の責がある。また彼は会計業務に巧みで、記録簿類 *dafātīr* の準備・点検・完全な記帳に精通していなければならない。また先行させるべき支出を先行させ、遅らせるべき支出を遅らせなければならない。君主が自らの備え *'udda* と王国の光輝を示すために必要とする備蓄 *mu'an* は君主の収入の上に成り立っているのであるから、支出および、より重要なものを先行させ延期可能なものを遅らせ

6) アリー・イブン・ハラフは『租税の書 *Kitāb al-Kharāj*』を著わしたらしいが、本自体は後世に伝わっていない。Saleh 1973: 194–195.

ることに関する思慮分別なしには成功しない。そして君主が金に訴える必要のある重要事が出来た時に、国庫 bayt al-māl に保管されている保有現金 ḥāsil が不足しないようにしなければならない。【略】支出担当書記 kuttāb al-nafaqāt の階梯 marātib は、その委ねられるところの相違に応じて様々である。

8 al-Jaysh (軍隊 pp. 81–83)

軍政担当書記 kātib al-jaysh の地位は、君主の武力であり支えである軍隊の諸事 umūr al-rijāl の監督が重要であることに応じて高い。彼は多くの会計業務 al-ḥisāb の能力を備えていなければならない。そして以下の知識が必要である。馬に関して、その斑紋 shiyāt・年齢別呼称 asnān・年齢別特徴 'itāq・美点と欠点・本来の欠陥と新規の欠陥・気質。また諸種の武器・剣とその材質や波紋・諸種の槍および秀逸な槍・弓・矢・鎖帷子【略】。また軍人には以下のことを要求しなければならない。武器を確保し taḥṣil, いつでもそれを呈示 'arḍ' できること、ディーワーンにおいて斑紋の登録された馬を呈示すること、良質のものを悪質のものと取り替えたり、良馬を粗悪な雑種と換えたり、良い血統種を劣等種と換えたりすることは許されない。そして何か取り替えた軍人に対しては、その取り替えたものに対する補償を義務づける。このために馬には王の印のついた腹帯 ḥazma al-mulūk al-wusūm を締めさせ、武器にも印 'alāmāt をつける。また彼（軍政担当書記）が馬術 furūsiyya の素養を身につけ、なにがしかの武芸 al-'amal bi-al-silāḥ を心得ているべきことについても異論はない。【略】彼は連帯意識 ḥamiyya や自尊心を有する集団からなる多くの軍団 ṭawā'if の統御を任とし、【略】思慮分別を有し信義誠実でなければならない。なぜなら彼の背任行為は財政と軍政 al-māl wa al-rijāl に害を及ぼすからである。また彼はえこひいきしてはならない。というのも、もし十分な資格 kifāya のない者に目をかけ、有資格者の地位で厚遇し、有資格者に割り当てられるべき君主の金をその者に割り当てるならば、彼は無資格者に支給したことによって背信者になるからである。また彼はある程度の公文書作成 kitāba al-tarsil [の技能] を欠くことができない。というのは、彼は時として軍司令官 wālī ḥarb と共に任命され、征服その他生起する諸事の情報軍司令官に代わって通信連絡 mukātaba する必要があるからである。

9 al-Zimām (監査 p. 83)

監査書記 kātib al-zimām は指揮監督能力 ri'āsa があり、人々に対して威厳を保ち、監査対象となる業務の種類 naw' al-kitāba allatī tuj'al zimāman 'alay-hi に熟達し、その諸規則 aḥkām と諸規定 rusūm の知識を有していなければならない。〈ゆえに彼は、税務書記 kātib al-kharāj の修得している技量を修得していなければならないし、あるいは、支出の監査官としては⁷⁾ 支出書記 kātib al-nafaqāt の修得している技量を修得していなければな

7) 〈 〉内は写本（ファクシミリ版）、p. 53 による補足。

らない。それは彼が官吏たち ‘ummāl に当然の任務 khidma をはたさせ、その任務の諸規定・諸法規 shurūṭ-hā wa qawānin-hā を全うさせるためである。【略】 監査長官 ṣāhib al-zimām には、カリフの印璽 khātam al-khalifa が預けられる習慣があったが、〔現在では〕それにかわって、有効な書状用封印 khatm al-kutub が委ねられている。【略】

10 al-Barīd (駅通 pp. 83–85)

この書記職は、政府諸職 a‘māl al-sultān の中でも重職である。というのも君主は以下のような書記——自らに代わってその意を明示し民衆に語りかける書記、諸税を徴収する書記、それを諸方面に分配する書記、軍政を委ねられる書記——を必要とするのと同じく、法官 ḥukkām や行政官 ‘ummāl や地方総督 wulāt al-a‘māl の情報を随時伝える駅通の書記 kātib barīd を必要とするからである。【略】 もし諜報や駅通の担当者 aṣḥāb al-akhbār wa al-burud がいなければ、君主は近場の事柄以外の情勢を十分に知ることができない。本職の保持者 ṣāhib hādihā al-‘amal は、高度の公文書作成術 kitāba al-tarsīl を有していなければならない。なぜなら彼は、他の者が知ることのない重要事項や秘密事項に関して君主と文書通信をする yukātibu からである。【略】 彼は、在任中いかなる官吏 ‘ummāl とも贈り物を交換したり、遊んだり、贈り物を受け取ったり、招待に応じたり、親密な間柄であったりしてはならず、彼らについて何事も隠してはならない。また彼は総督 wulāt や〈法官 ḥukkām〉⁸⁾ の裁判 majlis に出席して、そこでとりおこなわれることのうちで、知っておかねばならないことを検分する yuṭālī‘u mā yaḥtāj ilā ‘ilm)-hi⁹⁾ ようにしなければならない。

11 al-Qaṣṣ (要約 p. 85)

要約書記 kātib al-qaṣṣ は公文書作成術 ṣinā‘a al-tarsīl において、表現巧みで、少ない語句で多くの意味を要約する能力を要する。エジプトの書記は、この職を抄出官 mukharrij と呼ぶ。その職務はワズィールの官房 majlis にあって、官吏たち ‘ummāl から君主に届く書状から重要事を抄出し、急いで短い語句でそれを述べることである。それはすべての書状の件について、君主の適切な命令が発出されるためであり、また君主は到着する書状の原文を読むための時間的余裕がないからである。この書記は秘密事項を守って口が固く、かかわった事項を覚えていなければならない。

12 al-Mazālim (行政訴訟 pp. 85–86)

このディーワンの責任者 mutawalli の職務 mu‘āmala は、法官が出廷させることのできない政府官吏 ‘ummāl al-sultān alladhīna lā yumkin al-ḥukkām iḥḍār-hum に不満を抱く納税者およびそれに類する者 ahl al-kharāj wa man yajri¹⁰⁾ majrā -hum に関わるこ

8) 〈 〉内は写本 (ファクシミリ版), p. 54 による補足。

9) 〈 〉内は写本 (ファクシミリ版), p. 54 によって、刊本で ‘amal とあるところを, ‘ilm に直した。

10) テキストの tajrī は yajrī に読み替えた。

とである。そして彼らと彼らが告訴する者の間には、シャリーアの規定が適用されない *lā baththa al-ḥukm*。なぜなら、これらの告訴の大部分は農耕 *umūr al-zir'āt* および種々の土地や揚水車や私領地の諸権利 *ḥuqūq al-araḍina wa al-sawāqī wa al-ḍiyā'* に関わるもので、それらは信頼性の確認された公証人によって証拠立てられるものではなく *lā taqūm al-bayyināt 'alay-hā bi-al-shuhūd al-mu'addalīna*、それらに関する真実は、証拠 *shawāhid* や同定することができる署名 *'alāmāt* によって裁定され、また隣人 *mujāwirūn* や助言者 *mustawrūn* の証言 *shahāda* によって和解が成立するからである。それ故、このディーワーンは法官 *ḥukkām* とは一線を画されるのである。【略】本職に必要とされる第一のことは、法官が行うのと同じく、係争者から証拠 *bayyina* を求めることである。そしてもし十分な証拠 *bayyina murḍiya* が立てられれば、証言 *shawāhid* やよく知られ流布している慣例 *al-'amal 'alā al-shā'i' al-dhā'i'* に頼る必要はない。しかし、もし諸事に意見の対立があれば、和解に委ね、その任務において罪に荷担しないようにしなければならない。また彼は法学的素養 *ādāb al-ḥukm* を大いに身につけている必要がある。【略】

13 *Kitāba al-Qaḍā'* (司法書記職 pp. 86–87)

この書記職のことを、ペルシアの賢者たち *ḥukamā' al-Furs* は「正義の書記職 *kitāba al-'adl*」と呼んでいた。また、それは尊厳と徳性において、司法職の地位 *manzila al-ḥukm* に次ぐ。なぜならば、法官の書記 *kātib al-ḥākim* は、法官の手であり、舌であり、彼を通じて、法官はその代理人たち *nuwwāb-hu wa khulafā'-hu* に意志を伝えるからである。法官はこれらの者すべてに彼の業務 *'amal* において諸規則 *aḥkām* に合致するところを示す。この書記職に任命される者は、雄弁および契約の起草 *ta'lif al-kalām* に関する技能を修得し、法学 *'ilm al-fiqh* およびイスラム法の諸規則 *al-aḥkām al-shar'iyya* に関する広い知識——特に、訴訟 *da'awā*、証拠 *bayyināt*、承認 *iqrār*、証言 *shahādāt*、和解 *muṣālahāt*、書式 *shurūṭ*、文書 *wathā'iq*、判決書 *sijillāt* 等に属するもの¹¹⁾——を備えていなければならない。【略】

14 *Kitāba al-Umarā' wa al-Quwwād* (高級軍人および将軍の書記職 p. 87)

高級軍人 *amīr* や将軍 *qā'id* の〔ために働く〕書記 *kuttāb al-umarā' wa al-quwwād* は、王やカリフにとってのワズィールの役割をはたす。彼らはあらゆる分野の書記術を自在に駆使できなければならない。というのも、彼らは主人 *aṣḥāb* に代わって人々と文書通信をするので、文書作成 *tarsīl* の広範な知識を必要とするし、また、主人の金 *amwāl* を差配するので、徴税 *istikhrāj al-māl* や勸農業務 *asbāb al-'imāra* の知識および簿記 *kitāba al-tafṣīl* の能力を欠かせないし、さらに軍務庁 *dīwān al-juyūsh* から主人の取り分 *ḥuqūq* を十分に受け取り〔配下の〕兵士 *rijāl* や馬匹 *dawābb* を検閲に出す〔必要がある〕ため、軍

11) それぞれの法律用語については、Schacht 1964 および Hallaq 1998 の該当箇所を参照されたい。

政・軍規 *umūr al-jaysh wa rusūm-hum* およびその他彼らの任務に属するすべてに関わる知識が欠かせない。【略】

15 *Kitāba al-Ma'āwin wa al-Aḥdāth* (警察の書記職 pp. 87–88)

警察業務の書記 *kātib al-ma'āwin* には、必要とされる筆記用具 *adawāt al-kitāba*¹²⁾ の知識の修得と共に、神の定め *ḥudūd*¹³⁾——それは、同害報復 *qawad • qiṣāṣ*¹⁴⁾、死刑 *qatl*、殺人代償金 *diyāt*、傷害代償金 *arsh*、笞刑 *ḍarb*、和解 *ṣulḥ* その他これらに類するものなどからなり、禁制 *maḥārim* を逸脱する者に対して、いと高き神がお命じになった——に関するイスラム法の諸規則 *al-aḥkām al-shar'iyya* の知識が要求される。それは彼および彼に筆記させる者の主張 *dayn* に関して司法 *ḥukm* が過ちなく進捗するためである。【略】

II 考 察

以下、現実との対比を念頭に順次考察を加えていくが、まずこれらの諸職を、便宜上以下のように分類しておく。(カッコ内は刊本において各職に付せられた番号。)

A 統括・輔弼

ワズィール (1), タウキー (2), ラサーイル (3)

これらの下僚として、要約書記 (11)

B 財務・軍政

収納→ハラージュ (4), ダイア (5), 国庫・諸庫 (6)

支出→支出 (7), 軍隊 (8)

これら財務・軍政諸職の監査→監査 (9)

私的家政の財務→高級軍人 (アミール, カーイド) の書記 (14)

C マザーリム (12)

D 司法・警察

司法書記 (13), 警察 (15)

E 駅通 (10)

A 統括・輔弼

ワズィール職

テキストが述べるように、ワズィール職が書記階層の最高位であり文民行政の統括者であ

12) 筆記用具への言及はこの個所だけである。

13) *ḥudūd* の意味は広義にとった。後に続く文脈上いわゆるハッド刑の意味にはとれない。Cf. "ḤADD", *ET*.

14) *qawad* と *qiṣāṣ* は同義である。"QIṢĀṢ", *ET*.

ることに異論はないであろう。また、イスラムに則った統治を標榜する国家の首席大臣が宗教諸学に通じていなければならないのも、理念上当然のことである。その他にテキストから窺われるのは、財政や民政を主とする行財政全般の監督責任であるが、軍事や軍政に関する言及は乏しい。これは、ワズィール職が本質的に文官の中から生まれたものであることの証左ではある。しかし、原著者‘Alī b. Khalaf と同時代の有力ワズィール、ジャルジャラーイーに対する任命文書は、このワズィールに対して、特に軍政、民政、財政の三点について注意を促している [菟原 1978: 85]。この場合の軍政とは諸軍団の健全な維持・管理のことであるが、その職掌は、本テキストにおいては、もっぱら後述する軍政担当官および支出担当官の担うところとなっている。むしろ現実には、多くの場合、任命文書の要請どおりであって、ワズィールもまた俸給支給による軍隊の扶養に最大の配慮をしなければならなかった [菟原 1978: 90-91]。

タウキー職

タウキー職についての記述はおおむね、①ワズィールの代理としての役割と、②文筆能力に秀でた文字どおりの「書記」としての役割にまとめることができる。①に関する具体的な職掌として挙げられている‘arḍ とは、臣民からの訴願や行政上の書状・報告書・決算書等をカリフに「呈示」することであり、カリフの秘書官としてのワズィールの基本的職務のひとつである [Sourdel 1960: 622-623]。ワズィールが任命されていない場合に、「タウキー職が御前に勤める」の意味は曖昧であるが、文書類の「呈示」を含めた側近の秘書官としての仕事をさしているのであろう。②は文書作成のエキスペートとしての側面であるが、カリフの書状を起草する、あるいは命令をすばやく書き留めるというのも、やはりワズィールの基本的任務である [Sourdel 1960: 621-622]。①と②をあわせれば、本職は、文書起草官としての専門性を残したカリフの輔弼職といえるであろう。

実際ファーティマ朝の場合、ワズィールがカリフに書類を「呈示」するとか「御前に控える」といった場面も見られるが¹⁵⁾、文書庁の中に「タウキー」の名を冠した専門官が存在している。すなわち al-tawqī‘ bi-l-qalam al-daḡiq (細筆による書き入れの職) と al-tawqī‘ bi-l-qalam al-jalīl (太筆による書き入れの職) である。いずれの職名も、訴願書への政府命令の「書き入れ」に由来する。前者(便宜上「ダキーク職」とする)は、カリフの命令ないしはワズィールの命令、あるいは自己裁量によって、訴願に対する政府命令を訴願書に書き入れる役割であると同時に、カリフの教養面での相談相手として、週の大半をカリフと同席する輔弼職でもあった。したがって、Mawādd テキストにおけるタウキー職にある程度相当する。一方、後者(「ジャリール職」とする)はダキーク職の書き入れた指示をさらに

15) たとえばカリフ=ハーキム時代の、バルジャワーン、フサイン・ブン・ジャウハル、ファフド・ブン・イブラーヒームらの例をあげることができる。菟原 1978: 91。

具体的な命令に敷衍する役職であるが、地位的には、*Mawādd* テキストにおけるタウキー職ほどの高さはない¹⁶⁾。それよりもむしろ、ファーティマ朝の実際の官制において、*Mawādd* に記されているタウキー職に近いのは、*kātib al-dast* (「上席の書記」) と呼ばれた *dīwān al-inshā'* (文書庁) 長官であろう。この職は、書記術に最も卓越した書記に委ねられ、到着した書状は、彼が手ずからカリフにそれを呈示した。またカリフは、「非常に多くの事柄に関して彼に助言を求め」たとされる [菟原 1995: 9-10]。やはり文書起草官としての専門性を残したカリフの輔弼職といえるであろう。

ラサーイル職

ラサーイル職の記述では、その職が君主のスポークスマンであり、彼の起草する文章による国威の発揚および支配の強化がうたわれている。したがって、本職も本質的には文書起草の専門官である。一方、ラサーイル職がタウキー職の代理を務めうること、また「書記の諸階梯の首座を占め」ることなどの記述からは、本職の君主の輔弼職としての性格と、文民官僚の統括的地位がうかがえる。本稿において、この職をワズィール職やタウキー職とともに「統括・輔弼」に分類したゆえんである。

要約書記

要約書記の職掌は明瞭である。すなわち、多忙な君主のため、諸方面の官吏から彼に届く書状中の重要事を抄出することである。ワズィールのマジュリス (官房) を職場とする点から見て、ワズィールの下僚であることもまちがいない。だとすれば、当然ワズィール職に準ずるタウキー職やラサーイル職等の「統括・輔弼」系の高級官僚の補佐としても位置づけることができるであろう。王朝後半期に著わされた『文書庁の規範 *Q. D. R.*』によれば、文書庁長官 *mutawallī dīwān al-rasā'il* は、君主に届いた書状を、最も信頼できる書記に手渡し、書状の裏にその内容の抜粋を書かせることとなっている [菟原 1996: 100]¹⁷⁾。

B 財務・軍政

官僚機構を通じて得た徴税収入を、主として軍隊の俸給として分配するシステムを国家の基本構造とする初期イスラム時代の体制 (ディーワーン体制あるいはアター体制) においては、財務と軍政は表裏一体の関係にある。国家運営における比重の大きさから、ファーティマ朝でも現実のディーワーン (官庁) の大半は財務・軍政系であったが¹⁸⁾、*Mawādd* テキ

16) マザーリムの手順および、ダキーク職やジャリール職の職掌分担については、菟原 1995: 10-11 を見よ。

17) これは軍人出身のワズィールが事実上の支配者となった王朝の後半期には、文書庁長官が本来のワズィールの役割の一端を担うようになっていたことをも反映している。

18) ファーティマ朝の行政制度に関してまとまった記述のある *Nuzha* に挙げられたディーワーンは、最も大きく分類すれば、財務・軍政系諸官庁と文書庁に二分できる。また *Nuzha* に記載のないディーワーンのほとんども財務・軍政系である [菟原 1996: 103]。なお *Mawādd* テキストにおいて、文書庁の書記にあたるのは、「タウキー職」、「ラサーイル職」、「要約書記」である。

ストにおいても、書記職全体に占める財務・軍政系の比重は大きい。

税務担当官

本職は収納の中心部署であり、当然彼には徴税万般の知識が要請されているが、それらは以下のように整理できる。

- 1 文書作成能力：税務任命書、吏員に関わる文書、納税・徴税請負文書、徴税現場での実務や指揮に関わる文書、の起草能力。
- 2 税務の知識と能力：諸税の知識、納税・徴税請負制度関係の諸規定の知識、計算能力、契約の締結・契約の登記・〔契約に基づく〕徴収業務における練達。
- 3 農村経営あるいは「勸農」に関わる注意義務：土地測量および耕作・耕作時期に関する諸規則、灌漑の規定、水利権と耕作の割り当て、灌漑施設の維持・管理、農業の好不況、作物に関する知識、各地区税収の把握。
- 4 その他：収取・搬入物の保管、下僚の個人情報の把握

文書作成能力が必要とされるのは、課税および徴税業務の諸段階で様々な書類が作成される必要があるからである。また制度的観点からは、次の2点が指摘できる。第一に、納税・徴税請負に関する明言があること。これは納税請負制が¹⁹⁾、アッバース朝のエジプト支配末期（9世紀なかば）以降発展し、ファーティマ朝期には完全に一般化していた事実によく照応する。「契約の締結・登記および〔契約に基づく〕徴収」というのが、納税請負契約の業務手順を指しているのか、それとも借地契約や耕作請負契約などの税務庁に登録される他の契約一般を含めてのことなのかどうかは、よくわからない。いずれにせよ、これらの業務が、実際にディーワーンの基本的業務だったということはテキストの文言どうりであろう²⁰⁾。制度に関する第二点は、農村経営あるいは勸農の業務が税務担当官の役割となっていることである。これはいわゆる「軍事イクター制」施行以前の税務官吏の基本的職掌を明瞭に示している部分といえる²¹⁾。もっとも納税請負制下では、実際の農村経営や勸農は請負人の責任であった〔森本 1975: 280-86〕。

その他、下僚の私生活にわたる個人情報の把握が、税務担当官の任務であるというのも興味深い。特に父祖の名前まで問題にするのは、官吏の家系の存在と関係しているのかもしれない。

私領地の書記

収納に関するもう一つの部署である。エジプトではヒジュラ暦3世紀（およそ西暦9世紀）初頭以降、高級官僚や富裕層による私領地の所有が急激に進行し、税務行政の上でも、

19) 原文で対局的に表現されている納税請負と徴税請負は、ファーティマ朝時代にはほぼ同義的に用いられるとされているので〔森本 1975: 278〕、ここでは両者を納税請負の語で一括する。

20) 納税請負制度については、森本 1975: 278 以下を、また借地契約や耕作請負契約については、同書: 369 以下を参照せよ。

21) イクター制前後の税務官吏の職掌の変化については、佐藤 1986: 58-59 を参照せよ。

一般農民が保有する土地と私領地との区別が生じた。重要なのは、これらの私領地の小作人は、地代こそ地主に支払うが、小作地にかかる土地税は自ら政府に収めていたということがパピルス文書史料から確かめられていることである [森本 1975: 354 ff.]。上記翻訳中の「これらは多様ではあるが、結局はひとつの範疇に帰する。つまりは君主の取り分の徴収である」という部分はこの事実と見事に対応する。要するに「私領地の書記」とは、「上流階級にかかわる職務」であるとはいえ、私領地からの徴税を担当する政府官吏にはかならない。したがって、この書記職に求められる能力についても、前項の「税務担当官」とほぼ同様の事項 (① 公文書作成能力, ② 会計・収取手続き関係の知識²²⁾, ③ 農村経営・勤農への配慮) が列挙されている。翻訳中の「総収入額」から「残額」にかけての部分は、つぎのように解釈しておく。総収入額：年間の総収入見積もり額。搬入額：割賦期ごとの実際の国庫収入額。支出額：徴税区で費消される必要経費 (灌漑施設の整備など)。収納済み額：搬入額の累計。残額：下半期割賦額または未納残額²³⁾。

国庫および諸庫

国庫・諸庫の書記職の職掌は王朝資産の管理である。*Mawādd* テキストは具体的な機関名をあげないが、ファーティマ朝末期の史料によれば以下の施設が存在したことが知られている：衣料諸庫 *khazā'in al-kuswa*, 書庫 *khizāna al-kutub*, 飲料庫 *khizāna al-sharāb*, 食料庫 *khizāna al-ṭu'am*, 馬具庫 *khizāna al-surūj*, 家具庫 *khizāna al-farsh*, 武器庫 *khizāna al-silāh*, 儀仗庫 *khizāna al-tajammul*, 財宝諸庫 *khazā'in al-māl* [菟原 1996: 105]。

支 出

支出の項冒頭の文言は、先にも述べたディーワーン体制 (アター体制) をこれ以上はないくらいに的確に表現している。ただここでは、その軍隊として特に国境防衛軍が言及されているのはなぜであろうか。そのすぐ後には、「あらゆる支出の会計業務の責がある」ともされているので、やはり軍隊全体を対象とするとも考えられるが、そうだとすれば、後述の軍政担当と職務が重複する。アッバース朝の場合、軍務庁 *diwān al-jaysh* が軍人の俸給を扱ったのに対し、支出庁 *diwān al-nafaqāt* は、行政官吏・宮廷の小官への俸給や、アッバース家・アリー家・一部宮廷人への年金支給を司ったとされるが [Sourdel 1960: 596], *Mawādd* テキストからはそのような区別は窺えない。他史料においては、ファーティマ朝の前半期に *diwān al-nafaqāt* の実在が確かめられるが、その職掌に関する記述は乏しく、特に軍隊との関わりを明示する記述はみあたらない [菟原 1996: 106]。むろんこれは、支出庁が軍隊への支出を扱わなかったということを意味しはしない。その他に支出担当書記に

22) 斗量および通貨の知識は、税務担当官 *mutawallī al-kharāj* の項で言及されていない。

23) アッバース朝支配期からファーティマ朝期にかけて、納税は大きく上半期と下半期に分けられ、上半期には4回の分割納が行われ、下半期の税額は「残額」と呼ばれた。このことを含め、当時の徴税業務については、森本 1975: 252 ff. を参照せよ。

については、その職掌が様々な階梯を含んでいたことが述べられているが、これは他の部署においても同様であろう。

軍 隊

軍政担当書記には、「軍隊の諸事の監督」者として、概ね以下の資質が要請されている。①会計能力。②軍事知識、特に軍馬と武器に関する専門知識。③文書起草能力。①については、軍人への俸給支給の任があるためであるが、前述のように、支出担当書記との関係ははっきりしない。②に関しては、軍人による武器・軍馬保管を監督する責任があることが述べられている。具体的には、閲兵‘ardの実施によって、軍人の装備や戦闘能力の高い水準での維持が要求される。馬術や武芸の素養も、閲兵において軍人の能力を的確に見極める必要があるからであろう。③については、地方派遣の軍司令官の代理として、文書事務を司ることが述べられているが、これ以外の軍政担当部署においても、文書起草は必然的な業務であったろう。

その他に、「連帯意識や自尊心を有する集団からなる多くの軍団の統御」の任についての言及があるが、これはファーティマ朝の軍隊がベルベル人、トルコ人、ダイラム人、黒人など、様々な民族集団ごとの軍団から成り立っていたことと照応する。実際、適正な俸給分配を十分に配慮することによって、軍団間の軋轢を未然に防ぐことは、軍政担当者の重要な責務だったのである [cf. 菟原 1978: 90 – 91]。

実際のファーティマ朝の軍政については、王朝末期の情報を伝える *Nuzha* に「軍務および俸給庁 *Diwān al-Juyūsh wa al-Rawātib*」の記述がある。この機関の職掌は、軍人の兵籍簿管理および閲兵‘ardや軍馬の検閲を委ねられる「軍務庁」と、俸給支給を司る「俸給庁」に二分されるが、*Mawādd* テキストの軍政担当書記の職掌とほぼ一致している²⁴⁾。また、軍政担当者が、軍人や軍馬に関する詳細な登録簿を作成し（いずれの場合も外見上の特徴の記載が重視される）、それを閲兵・検閲‘ardによってチェックして軍隊の精強度を維持し、登録簿に基づいて俸給を支給するシステムは、アッバース朝やブワイフ朝などとも共通する [Hoenerbach 1950: 269 ff.; Boswoth 1965–6: 162–165]。

監 査

監査 *zimām* は、官吏の業務の監察および財務監査にあたる部署として、アッバース朝においてはよく知られた官職である。特に官僚機構が高度に発達した同王朝第三期には、収入予算と支出予算の両方にわたる純然たる歳計監査を行っていたとされる [森本 1975: 402–403]。*Mawādd* テキストの文言においても、監査書記の任務が収納と支出の両方にかかわることが明記されていることが注目される。また、現実のファーティマ朝官制においても、

24) 菟原 1995: 5–7。もっとも、*Nuzha* テキストの俸給庁は、軍人だけでなく、宮廷官や、文民官僚も支給対象とする。

Mawādd 著者の生存時期にあたるヒジュラ暦5世紀初頭に、*zimām* や *dīwān al-zimām* が実在していたことを示す史料記述はある [菟原 1996: 108]。もっとも、それらの記述から監査機関の具体的な職務の詳細について知ることはできない。

アミールとカーイドの書記職

高級軍人の家政に関わる私的スタッフであるが、彼らに要請される資質——文書作成の広範な知識、徴税・勸農・簿記の知識と能力——は国政書記に準ずる。これは現実に彼らの主要業務が、①納税請負人となった高級軍人の徴税や勸農の実務の担当、および②地主として的高级軍人側が作成する借地契約文書や耕作請負文書およびそれぞれの契約に関する登録証書（税務局提出用）などの作成であったから、と解釈できる²⁵⁾。ヒジュラ暦3世紀以降は、地主が納税登録証書（耕作者もしくは納税者に対して税額や納付条件を知らせる書類）を発行することが多くなるというが、実際ヒジュラ暦4世紀（西暦10世紀、イフシード朝時代）のパピルス文書中には、アミールの肩書きを持つ人物がその発行者となっている例がいくつも見つまっている [森本 1975: 248 - 250]。以上のような業務はいわば高級軍人と農民との関わりの側面である。一方、これらの書記のもう一つの職掌とされているのは、軍務庁からの主人の取り分を受け取ることと、主人の部下および馬匹を検閲に支障のないように準備しておくことである。これらは、高級軍人と政府との関わりの側面である。つまりアミールとカーイドの書記は、高級軍人と農民および高級軍人と政府それぞれのあいだの仲介者として機能するわけで、彼らがカリフと臣民の仲介者とされる「ワズィール」になぞらえられるのも当然である。

C マザーリム

テキスト冒頭の文言は、マザーリムの原則と主たる目的を端的に示している。すなわちマザーリムは、① シャリーア（イスラム法）の規定がカバーできない範囲の訴訟を扱い²⁶⁾、② 具体的には、納税者の行政に対する苦情を処理する機関である、ということである。

① に関して言えば、公証人の介在に意義を認めない点で、通常の法官によるシャリーア法廷との違いが認められる。しかし、テキスト中の「法官が行うのと同じく」とか、「法学的素養……」などの文言からすれば、マザーリムにおける裁定手続きそのものは、シャリーア法廷と同様のものが求められていたといえる。

② はマザーリム法廷に対する訴願の多くが納税に関する苦情であったという実状に対応

25) 納税請負については、森本 1975: 278 ff., 借地契約・耕作請負契約については、同書: 369 ff. を参照せよ。

26) マザーリムの規定については、マーワルディー（湯川訳）、II: 45 ff. を見よ。特にカーディ（シャリーアの法官）とマザーリム監督官の任務の相違（十項目）については、同書: 57-58 を見よ。

している。告訴の内容が、主として農耕および種々の土地の諸権利に関わることであるのも、これらが税制と密接に関わるからである。農耕との関連についていえば、アッバース朝後期以降、土地税の税率は作物ごとに定められたし [森本 1975: 230], 納税請負人は、農民の耕作・播種の監督や勸農も任務とした [同書: 280 ff.]。また土地との関連についていえば、「種々の土地」とは、おそらく耕地の種別のことであり、少なくともファーティマ朝末期ころには *dalil* (指図人) と呼ばれる税務官吏が、この土地の種別を土地台帳や土地税割当査定簿に記入していたことが知られている [森本 1975: 246-248, 266 注 20]。また揚水車についての言及は、揚水車の灌漑可能面積単位ごとに一定税額を収める耕作請負がファーティマ朝時代前後には発展していた [森本 1975: 244-245] 事実と照応する。私領地については、その拡大とともに、税務行政の上でも、一般農民が保有する土地と私領地との区別が生じている [森本 1975: 356]。

署名による裁定についていえば、前述の *dalil* は、地籍台帳や登録証書に、土地の種別・作物の種類・税額・耕作者名を記入し、その正確さを保証する署名を書くことされる [森本 1975: 248]。またファーティマ朝後期においては、作物の種類ごとに耕地面積数と課税率がかきこまれる賦課台帳に基づいて徴税が実施されたが、この台帳には作成にあたった担当官吏たちが署名した [森本 1975: 298]。したがって、マザーリムにおける係争にあたって、このような署名が問題とされたと解釈することができる。

もっとも、マザーリムに提出された訴願が、*Mawādd* テキストのように納税関係だけであつたと考えるのは間違いである。ファーティマ朝時代には、行政当局による財産没収、種々の手当て支給、拘留者の釈放、犯罪者の正当な処罰など、多様な嘆願がなされたばかりでなく、借金返済や財産争いなどの個人的問題に関して行政の介入を求める訴願も多かった [Sanders 1998: 159]。

D 司法・警察

司法書記職

法官の司法業務における事務方である。年代記には、394/1004年、免職された司法長官(兼教宣長官)の *al-Ḥusayn b. al-Nu'mān* の在任中の権勢は強力で、「彼は自分の書記たち *kuttāb* に常時彼の屋敷に詰めておくことを義務づけた」とある [Itti'āz, II: 49-50]。おそらく、この当時、法廷は司法長官邸で開かれていたと思われ、「常時」とあるのは、書記たちが開廷時以外にも司法長官邸に詰めることを要求されたということであろう²⁷⁾。そして、作成された法廷関係の記録書類 *dīwān al-ḥukm* も、この当時は、すべて司法長官邸に保管

27) 当時、法廷をいつ開くかは法官の自由であり、通常は週に2ないし4回開かれた [Haji 1988: 204]。

された²⁸⁾。法官の書記は、法官の更迭と共に入れ替わったものとみえ、先の al-Ḥusayn b. al-Nu'mān の後任者は、新たに 2 人の書記を任じ、1 人には彼のそばで命令の書き入れをさせ、もう 1 人には登録書類 sijillāt や法廷文書 kutub al-qaḍāyā wa al-aḥkām を作成させた²⁹⁾。

警 察

職掌柄当然のことながら、刑罰の知識が要求されている。Lev [1991: 153] によれば、カリフ＝ムスタンスィル時代の内戦終結（466/1074 年）後の治安回復期以降、警察を示す用語としての “shurṭa” は史料上から消え、“ma'ūna” にとってかわられるとある。しかし *Mawādd* の著作年代は 437/1045–46 年頃なので [校訂者、序：11]、少なくとも著述用語としては、もっと早くから用いられていたことになる³⁰⁾。テキストには警察業務には「神の定めに関するイスラム法の諸規則の知識が要求される」とあるが、実際に警察長官はハッド刑の適用にも責任があった。これはシャリーアの法官の領分の侵犯ともいえるのであるが、法官が刑事裁判から除外されるというのは、ファーティマ朝に限らず、他の時代や地域にもあったこととされている。ただし、ファーティマ朝時代の警察長官による裁きはシャリーアに則ったものであり、この点は初期イスラム時代やマムルーク朝時代とは大いに異なるという [Lev 1991: 155–157]。

E 駅 通

テキストのこの項の冒頭部分には、はからずも書記の基本的二大類型が挙げられている。すなわち、文書庁関係の書記および財務・軍政の書記である³¹⁾。

さて本項においては、バリードが君主のための諜報機関であることが明記されている。し

28) 405/1015 年以前は、法廷の記録書はすべて司法長官邸に保管されていた [Itti'āz, II: 108–109]。なお、この法廷記録書の全セットのことを diwān al-ḥukm (あるいは、dāwāwīn al-ḥukkām, diwān al-qaḍā', diwān al-qāḍi) と呼ぶが、筆者は拙稿 [菟原 1996: 104] において、これを「司法庁」と誤訳してしまった。これは大きな誤りであり、この機会に訂正させていただきたい。Cf. Hallaq 1998: 419 ff.

29) この時には前任者の認証していた公証人 shāhid のすべてが逮捕され、地方における代理 al-mustakhlafūn bi- al-a'māl の多くも罷免された [Itti'āz, II: 50]。一般に司法長官は就任と同時に各地の代理 nā'ib や公証人をも任命するが、この時にこれらの下僚を入れ替えることがあった [Haji 1988: 202–203]。

30) この項のタイトルには見えるが、本文には現れない “aḥdāth” もやはり警察機能をはたす集団である。マーワルディーには、犯罪の取り調べを行う者として、awlād al-aḥdāth wa al-ma-'āwīn への言及がある [マーワルディー (湯川訳), IV: 72, 104]。Cf. *EP*, “AḤDĀTH”, “MA-'ŪNA”。

31) 本稿、注 18 参照。*Mawādd*, p. 49 にも中央政府の業務分類として、「文書による命令・通達」、「収納」、「分配・支出」が挙げられているし、pp. 56–57 には、「文書作成 inshā'」と「財務 ḥisāb」が書記術の二分類であるとしている。

たがって、バリードの書記には、総督や法官のマジュリスに出席して情報収集することが求められている。彼が、職掌柄、中立の立場を厳守しなければならないのも当然であろう。現実の機関としては、王朝初期から *barīd* や *diwān al-barīd* (駅通庁) の制度の存在が確かめられるし、王朝末期に設置された *diwān al-tartīb* も駅通に関わる機関であった [菟原 1996: 105]。

む す び

以上、アリー・ブン・ハラフによる「書記規範」の内容を検討した。規範と現実との照合については、現実面のデータの収集が不十分に終わったために、いささかあいまいな結果になってしまった。それでも全般的には、この「規範」が現実と遊離した理論だけのものではない印象は受ける。もっとも、ここに反映されているのは、軍事イクター制施行以前の西アジア・エジプトに一般的であった官僚制度である³²⁾。これはファーティマ朝が、行政官僚機構に限っていえば、初期イスラム時代以来発展してきた制度をそのまま踏襲したことの現れと見ることもできる。しかし、ことはそう単純ではない。すなわち、書記の手引書の多くがそうであるように、*Mawādd* も先行する類書の影響を大いに受けているということである³³⁾。したがって、それらの先行著作との比較をした上でないと、この「書記規範」の史料の価値を正しく評価することはできないのは事実である。今後はそのような比較検討作業を進めたい。

※ 本稿は 1998 年度東海大学研究教育補助金による成果の一部である。

参 考 文 献

- Itti'āz*: al-Maqrizī, *Itti'āz al-Ḥunafā' bi-Akḥbār al-A'imma al-Fāṭimiyyin al-Khulafā'*, vol. I, ed. J. al-Dīn al-Shayyāl, Cairo, 1967; vols. II, III, ed. M. Ḥ. M. Aḥmad, Cairo, 1971, 1973.
- Mawādd*: (刊本) 'Alī b. Khalaf, *Mawādd al-Bayān*, ed. Ḥusayn 'Abd al-Latif, Tripoli, Libya, 1982.
- (写本) Facsimile Edition (Reproduced from MS 4128, Fatih Collection, Süleymaniye Library, Istanbul), Frankfurt am Main, 1986.
- Nuzha*: Ibn al-Ṭuwayr, *Nuzha al-Muqlatayn fī Akḥbār al-Dawlatayn*, ed. A. F. Sayyid, Beirut, 1992.

32) ちなみに「イクター」や「ムクター」また「カティーア」などの用語は一切登場しない。

33) Bonebakker 1977: 307–308. 最も多く引用されるのは、Ibn al-Mu'tazz (296/908 年没) と Qudāma b. Ja'far (320/932 年以後に没) であるという。

- Q. D. R. : Ibn al-Şayrafi, *al-Qānūn fī Dīwān al-Rasā'il*, ed. A. F. Sayyid, Cairo, 1990.
- Beshir, B. J. (1978) Fatimid Military Organization. *Der Islam* 55, 37–56.
- Bianquis, T. (1992) Le Fonctionnement des Dīwān Financiers d'après al-Musabbiḥī. *Annales Islamologiques* 26, 47–61.
- Bonebakker, S. A. (1977) A Fatimid Manual for Secretaries. *Annali Istituto Orientale di Napoli* 37, 295–336.
- Bosworth, C. E. (1965–6) Military Organization under the Buyids of Persia and Iraq. *Oriens* 18–19, 143–167.
- Bosworth, C. E. (1969) Abū 'Abdallāh al-Khwārazmī on the Technical Terms of the Secretary's Art. *JESHO* 12, 113–164.
- Dozy, R. (1881) *Supplément aux Dictionnaires Arabes*. Beirut (repr. 1991).
- Frantz-Murphy, G. (1986) *The Agrarian Administration of Egypt from the Arabs to the Ottomans*. Cairo.
- Haji, A. (1988) Institutions of Justice in Fatimid Egypt. In: Ajiz al-Azmeh ed., *Islamic Law. Social and Historical Contexts*. London. 198–214.
- Hallaq, W. B. (1998) The Qāḍī's Dīwān (Sijill) before the Ottomans. *BSOAS* 61 (3), 415–436.
- Hamblin, W. J. (1985) *The Fāṭimid Army during the Early Crusades*. Ph. D. Dissertation, The University of Michigan.
- Hoenerbach, W. (1950) Zur Heeresverwaltung der 'Abbasiden. *Der Islam* 29, 257–290.
- Lev, Y. (1991) *State and Society in Fatimid Egypt*. Leiden.
- マーワルディー (1981–89) 湯川武 (訳) アル=マーワルディー著「統治の諸規則」I～IV, 『イスラム世界』19, 22, 27/28, 31/32.
- 三浦 徹 (1998) カーディーと公証人——イスラム法世界の裁判と調停『歴史学研究』717, 59–69.
- 森本公誠 (1975) 『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店.
- Salām, M. Z. (1988) *al-Adab fī al-'Aşr al-Fāṭimī : al-Kitāba wa al-Kuttāb*, Alexandria.
- Saleh, A. H. (1973) Une Source de Qalqaşandi, Mawādd al-Bayān, et son Auteur, 'Alī B. Ḥalaf. *Arabica* 20, 192–200.
- Sanders, P. A. (1998) The Fāṭimid State, 969–1171. In: C. F. Petry ed., *The Cambridge History of Egypt*, vol. 1. Cambridge. 151–174.
- 佐藤次高 (1986) 『中世イスラム国家とアラブ社会』山川出版社.
- Schacht, J. (1964) *An Introduction to Islamic Law*. Oxford.
- Sourdel D. (1960) *Le Vizirat 'Abbāsīde de 749 à 936*, vol. II. Damas.
- 清水和裕 (1998) 後期アッバース朝の私領地における国庫の取り分『東洋史研究』57 (3), 35–66.
- 菟原 卓 (1978) エジプトにおけるファーティマ朝前半期のワズィール職『史林』61–6, 65–95.
- 菟原 卓 (1982) エジプトにおけるファーティマ朝後半期のワズィール職『東洋史研究』41–2, 125–

166.

菟原 卓 (1995) ファーティマ朝のディーワーン『西南アジア研究』42, 1-19.

菟原 卓 (1996) ファーティマ朝のディーワーンⅡ『東海大学紀要 文学部』64, 91-110.

(東海大学文学部)